

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⁽¹⁷²⁾〕源泉所得税関係

企業が食事を支給したときの取扱い

Q. 当社では、福利厚生の一環として従業員へ食事を支給する予定ですが、給与として課税対象になりますか。

A.

【概要】

役員や使用人に支給する食事は、次の2つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

- (1) 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
- (2) 次の金額が1か月当たり3,500円（消費税および地方消費税の額を除きます。）以下であること。

（食事の価額）－（役員や使用人が負担している金額）

この要件を満たしていなければ、食事の価額から役員や使用人の負担している金額を控除した残額が給与として課税されます。

なお、上記(2)の「3,500円」以下であるかどうかの判定は、消費税および地方消費税の額を除いた金額をもって行うこととなりますが、その金額に10円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てることとなります。

食事の価額

- 1 弁当などを取り寄せて支給している場合には、業者に支払う金額
- 2 社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合には、食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額

※令和元年10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8パーセントから10パーセントへ引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率（8パーセント）と標準税率（10パーセント）が適用される場合の上記の〔概要〕(2)の非課税限度額「月額3,500円」以下であるかどうかの判定については、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額を除いた金額をもって行います。

具体的には、次のように取り扱われるものと考えられます。

【事例】

役員や使用人に1か月当たり、次のとおり、弁当の提供や契約食堂での食事の提供による食事の支給をした場合^(注)

① 弁当の提供

イ 弁当の価額 500円

（消費税等込み、消費税等の税率8%）

ロ 上記イについて、役員や使用人が負担している金額 300円

ハ 1か月における弁当の提供をした日数 15日

② 契約食堂での食事の提供

イ 契約食堂で提供した食事の価額 500円

（消費税等込み、消費税等の税率10%）

ロ 上記イについて、役員や使用人が負担している金額 300円

ハ 1か月における契約食堂での食事の提供をした日数 5日

使用者が支給した食事の価額から役員や使用人の負担している金額を控除した残額の月額（消費税等の額を除いた金額）は、次のとおり3,680円となり、3,500円を超えることとなります。

I 使用者が支給した食事の価額から役員や使用人の負担している金額を控除した残額の月額

① 弁当の提供

3,000円 $((500円 - 300円) \times 15日)$

② 契約食堂での食事の提供

1,000円 $((500円 - 300円) \times 5日)$

③ ①と②の合計額

4,000円 $(3,000円 + 1,000円)$

II Iから消費税等の額を除いた金額

① 弁当の提供

2,777.777…円

$(3,000円 - 3,000円 \times 8/108)$

② 契約食堂での食事の提供

909.090…円 $(1,000円 - 1,000円 \times 10/110)$

③ ①と②の合計額（10円未満の端数切捨て）

3,680円

$(2,777.777…円 + 909.090…円 = 3,686.868…円)$

※①弁当の提供と②契約食堂での食事の提供では、適用される消費税等の税率が異なるため、消費税等の額を除いた金額をそれぞれ計算し、合計することとなります。

III 食事を支給したときの非課税限度額（3,500円）の判定

上記II③が非課税限度額を超える（3,680円 > 3,500円）ため、使用者が支給した食事の価額から役員や使用人の負担している金額を控除した残額の月

額4,000円（前頁Ⅰ③）が、給与として課税されます。

（注）使用者（事業者）が弁当を単に購入して役員や使用人に支給する場合、使用者と弁当事業者との取引は、飲食料品の譲渡となりますので、軽減税率（8%）が適用されます。

なお、弁当事業者が弁当を提供する際に、配膳等の役務の提供を伴う場合は、いわゆる「ケータリング」として標準税率（10%）が適用されます。

また、食堂での食事は、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当し、標準税率（10%）が適用されます。

食事を支給するのではなく、現金で食事代の補

助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために1食当たり300円（消費税および地方消費税の額を除きます。）以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が給与として課税されます。

なお、残業または宿日直を行うときに支給する食事は、無料で支給しても給与として課税しなくてもよいことになっています。

国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、電話相談をご利用ください。
（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、宮澤顕司 グループ稿）
（監修：関東信越税理士会 松本支部）

・【ふるさとの食】シリーズ ②⑦ ・

『信州サーモン』 ～山国信州が創り出した美味しい魚～

肉厚ながらもきめ細かなその身はサーモンの様に美しい紅色であり、適度な脂が含まれておりますが決してくどくは無く、トロリととろける舌触りで豊かな風味を醸し出します。クセもなく和洋中どんな料理との相性も抜群。魚が苦手という方にも一度お試しいただきたい魚です。そんな信州サーモンは、地域の観光・飲食業、生産者から「山国信州の特産となる魚が欲しい」という願いを受け、長野県水産試験場が約10年の月日をかけて開発したマス類の養殖品種です。

育てやすく肉質の良いニジマスと、病気に強いブラウントラウトを掛け合わせて、飼育しやすく、見た目も良く、味も素晴らしい高品質な養殖魚として誕生した信州サーモンは、卵を産まないように創られているため、産卵に要するエネルギー（栄養）がそのまま旨味として身に残り、一年中いつでも美味しく食べられるのも特徴です。

ロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、様々な品物の価格が上昇しています。日本人が大好きな鮭（サーモン）にもその影響が及ぶことになりましたが、表紙でお伝えしたアメリカのバイデン大統領の件もあり、国産の信州サーモンに注目が集まり始めています。ただ、信州サーモンは長野県水産試験場や各地の養殖所の管理の下で生産されており、急な増産は難しいとのこと。それでも県内の飲食店や宿泊施設では食べることが出来ますので是非ご賞味いただければと思います。
（菅野和光編集委員）

松本法人会の全ての会員の皆様へ

“法人会やまびこ運動” ご協力をお願い

今年も5月から“法人会やまびこ運動”をスタートしております。ご承知の通りこの運動は、会員企業の皆様のお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会をお勧めしていく取り組みです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、会員企業の皆様におかれましても大変なご苦勞をなされている中、誠に恐れ入りますが、ご協力をお願い申し

上げます。

「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所（法人・個人※支店・営業所等も）をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます。ご協力よろしくお願い申し上げます。